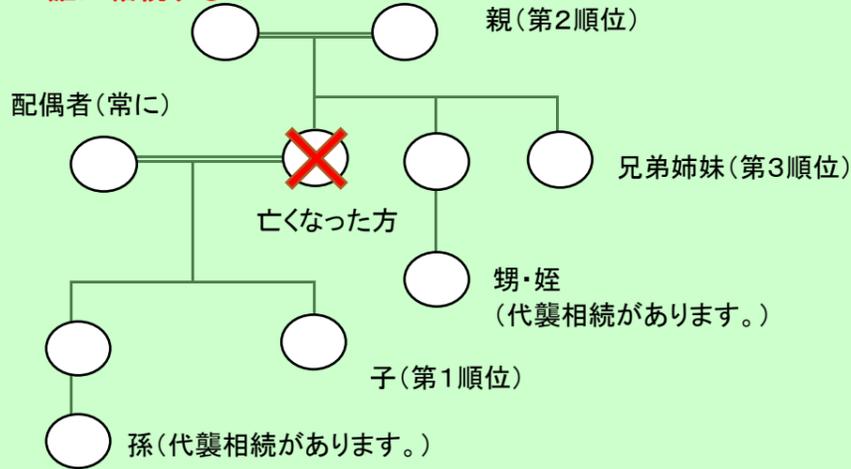




※ 本書面の情報は平成25年8月31日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります

ご家族が亡くなると、自動的に相続が始まります。相続問題について、よくあるご相談をまとめました。

### Q1 誰が相続するの？



亡くなった方を「被相続人」、相続する方を「相続人」と言います。  
 配偶者(夫・妻)がいれば、配偶者は必ず相続人になります。  
 子がいれば子が、子がなければ親が、親もいなければ兄弟姉妹が、  
 配偶者とともに相続人になります。  
 子同士、親同士、兄弟姉妹同士は同順位となります。  
 相続発生前に、子が亡くなっても、子に子(孫)がいれば、孫が子に  
 代わって相続します(代襲相続)。  
 子が亡くなっていて、孫やひ孫…(どこまでも繰り下がります)がない  
 場合に、親が相続人になります。  
 兄弟姉妹の中で、被相続人より先に亡くなっている方がいて、その方に  
 子がいれば、その子も代襲相続をしますが、兄弟姉妹の場合は、代襲す  
 るのは子(甥・姪)までです。

### Q2 どんな割合で相続するの？

- 配偶者はいるが、子どもも親も兄弟姉妹もない → 配偶者が全部
- 配偶者と子 → 配偶者が1/2・子どもが1/2  
(子が2人なら、1/4ずつ)
- 配偶者と親 → 配偶者が2/3、親が1/3  
(両親ともいれば、1/6ずつ)
- 配偶者と兄弟姉妹 → 配偶者が3/4、兄弟姉妹が1/4  
(兄弟が3人いれば、1/12ずつ)

### Q3 借金が残っているけど、それも相続するの？

相続では、現金、預貯金や土地などの財産・権利も、借金などの負債・  
 義務も、どちらも相続することになります。

### Q4 必ず、相続はしなければいけないの？

- 相続人は、相続について、次の三つから選ぶことができます。
- 1 単純承認 相続人が、被相続人の権利や義務をすべて受け継ぐ
  - 2 相続放棄 相続人が、被相続人の権利も義務も一切受け継がない
  - 3 限定承認 相続人が、相続によって得た財産・権利の限度で被相続人の  
 負債・義務を受け継ぐ

### Q5 いつまでに、三つから選ばばいいの？

相続人は、自分のために相続の開始があったことを知ったとき(Q8参  
 照)から、3ヶ月の熟慮期間内に、単純承認、限定承認又は相続放棄をし  
 なければなりません。

### Q6 3ヶ月以内に何もしないとどうなるの？

3ヶ月以内に、相続放棄も、限定承認もしない場合、原則として単純承  
 認したものとされますが、3ヶ月を過ぎてもあきらめずに弁護士会にご相  
 談ください。

### Q7 気をつけることがありますか？

財産の一部を使ったり、相続の対象となる負債を支払うと、単純承認を  
 したことになる可能性があります。放棄や承認を決める前に、相続財産を  
 使用したり、債務を支払ったりしないように気をつけてください。例外があ  
 りますので、**弁護士会**にご相談ください。

### Q8 「自分のために相続の開始があったことを知ったとき」とはいつのこ と？

原則として、被相続人が死亡したことを知り、自分が相続人であることを  
 知ったときです。  
 しかし、財産や負債は何もないと思っていたのに、後に負債があることを  
 知ったときは、そのときに相続の開始があったことを知ったときとされる可  
 能性があります。**弁護士会**等にご相談ください。

### Q9 3ヶ月以内に決められないときはどうしたらいいの？

大規模災害では、ご家族が亡くなったことは分かっていても、財産のすべ  
 てを把握することができなかつたり、ある程度把握はできていても、相続す  
 るのか、放棄するのかを決められないということが十分に考えられます。  
 その場合、3ヶ月の熟慮期間を伸ばすことができます。

### Q10 3ヶ月の熟慮期間を伸ばすにはどうしたらいいの？

相続が開始したことを知ったときから3ヶ月以内に、家庭裁判所に対して、  
 熟慮期間の伸長の申立をしなければなりません。

### Q11 期間伸長の申立には、いくらかかるの？どんな書類が必要なの？

800円分の収入印紙、80円切手5枚と10円切手3枚がかかります。た  
 だし、支部によって異なる場合があります。  
 被相続人の住民票除票又は戸籍附票、除籍謄本、改正原戸籍謄本、申  
 立をする相続人の戸籍謄本が必要です。  
 申し立てる方によって、ほかに書類が必要になる場合があります。書類  
 が集まらない場合、とりあえず申立をして、後で書類を出すということもでき  
 ます。**裁判所**にご相談ください。

### Q12 熟慮期間の延長、相続放棄、限定承認は、どこに申立をすれば良い の？

- 被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所です(郵送も可)。
- 静岡市の方 → 静岡家庭裁判所  
054-903-8269
  - 沼津・三島・御殿場・裾野の各市・駿東郡  
伊豆市・伊豆の国市・函南町の方 → 静岡家庭裁判所沼津支部  
055-931-6641
  - 富士市・富士宮市の方 → 静岡家庭裁判所富士支部  
0545-52-0386
  - 下田市・賀茂郡の方 → 静岡家庭裁判所下田支部  
0558-22-0161
  - 浜松・磐田・袋井・湖西の各市の方 → 静岡家庭裁判所浜松支部  
053-453-2414
  - 掛川・御前崎(御前崎、白羽及び港を除く)  
菊川の各市・周智郡(森町)の方 → 静岡家庭裁判所掛川支部  
0537-22-3036
  - 熱海市・伊東市の方 → 静岡家庭裁判所熱海出張所  
0557-81-2989
  - 島田・焼津・藤枝・牧之原・御前崎(御前崎、  
白羽、港)の各市・榛原郡(吉田町・川根  
本町)の方 → 静岡家庭裁判所島田出張所  
0547-37-1630

### Q13 どのくらい熟慮期間を伸ばせるの？

どのくらいの期間伸ばすかは、裁判所が裁量で決めます。場合によつて  
 は、半年、1年、それ以上の期間伸長が認められる場合もあります。

### Q14 期間伸長後、注意することは何ですか？

期間の伸長が認められた場合には、その期間内に、放棄、単純承認、  
 限定承認を決めなければなりません。その期間内に決められないときは、  
 再度、期間を伸長する申立をしてください。忘れると、相続放棄が認めら  
 れなくなってしまいます。